松本市公告 第189号

一般競争入札（総合評価落札方式（技術提案評価型））の執行について

松本市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年8月9日

松本市長　臥 雲 義 尚

1 入札対象工事

⑴ 工 事 名　令和6年度　上高地新村橋上部工工事

⑵ 工事場所　松本市　安曇（上高地）

⑶ 工事概要　鋼橋上部　橋長L＝84．0m　総幅員W＝5．2m
（工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、鋼橋足場等設置工、橋台工、道路土工、舗装工、仮設工）　一式

⑷ 工　　期　松本市議会議決日から令和10年12月28日（木）まで

2 入札者の資格要件

入札に参加できる者は、2社（うち1社は主たる構成員とする）が自主結成した特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）のうち、その構成員が次に掲げる条件を入札公告日から落札決定日までの間すべて満たし、かつ、松本市長による本工事に係る入札参加資格の確認を受け、本工事の施工能力があると認められた特定共同企業体とします。

⑴ 全構成員

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

イ 経営状態が不健全でない者であること。

ウ 松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和42年2月6日告示第11号）第8条の規定による、令和6年度松本市建設工事入札参加資格者名簿に登載された者であること。

エ 入札公告日現在において、鋼構造物工事についての有効な建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受審している者であること。

オ 松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領第1条の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。（入札参加資格の確認を受けた後に、指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は取り消すものとする。）

カ 次の各号のいずれかに該当する者は、同一に参加できないものとする。

（ｱ） 会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

（ｲ） 一方の会社役員が他方の会社役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者

キ 本工事に係る設計業務等の受注者と前項各号の関係にある者が資金面等において密接な関係があると認められる者でないこと。

ク 代表役員、一般役員等が松本市暴力団排除条例第2条第2号(平成24年条例第3号)に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

⑵ 代表構成員

ア 特定共同企業体出資比率が、構成員中最大であること。

イ 特定共同企業体の全構成員の中にあって、施工能力が最大であること。

ウ 入札公告日現在において、令和6年度松本市鋼構造物工事の格付A級(863点以上)で、鋼構造物工事業について建設業法第15条に規定する特定建設業許可を有する者であること。

エ 平成21年4月1日から公告日の前日までに、同一工事の元請けとして下記に掲げる要件を満たす施工実績を有する者であること。

(ｱ) 鋼道路橋の製作工事と架設工事を一体で施工した工事であること。

(ｲ) 橋長が84m以上のアーチ橋、トラス橋、斜張橋であること。

(ｳ) 架設工法がケーブルエレクション工法であること。

オ 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できるものであること。ただし、同第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

カ 配置予定技術者は、入札参加申請日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあることとし、入札参加資格確認申請において配置予定とし、資格確認を受けた技術者であること。

キ 配置予定技術者は、後述する総合評価落札方式の価格以外の評価点のうち、実績等の評価点に係る項目で加点となる場合の如何を問わず、不慮の事故等止むを得ない場合を除き、変更することはできない。

契約期間中に止むを得ず配置技術者を交代する場合にあっても、入札書等の提出時に申請した技術者と同等以上の要件を満たす技術者を配置すること。

⑶ その他の構成員

ア 特定共同企業体出資比率が、30%以上であること。

イ 入札公告日現在において、令和6年度松本市鋼構造物工事の格付A級(863点以上)で、鋼構造物工事業について建設業法第15条に規定する特定建設業許可を有する者であること。

ウ 平成21年4月1日から公告日の前日までに、元請けとして鋼道路橋(鈑桁I型断面を除く)の製作工事と架設工事を一体で施工した工事の施工実績を有する者であること。

エ 鋼橋を製作する自社工場を所有していること。

オ 長野県内に本店を有し、松本市内に支店若しくは営業所等を有する者であること。

カ 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。

キ 配置予定技術者は、入札参加申請日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあることとし、入札参加資格確認申請において配置予定とし、資格確認を受けた技術者であること。

ク 配置予定技術者は、実績等の評価点に係る項目で加点となる場合の如何を問わず、不慮の事故等止むを得ない場合を除き、変更することはできない。

契約期間中に止むを得ず配置技術者を交代する場合にあっても、入札書等の提出時に申請した技術者と同等以上の要件を満たす技術者を配置すること。

3 現場説明会の開催等

下記の日時において現場説明会を開催する。ただし、現場には許可車両以外の乗り入れができないことから、1構成員を対象とした少人数での説明会を複数回開催する。なお、現場説明会への参加人数は、参加資格申請を予定している1構成員につき3名までとする。

ア　日時

令和6年8月23日(金)～8月29日(木)　午前9時から午後5時まで

以下①～③の時間帯において1日3回開催し、1開催あたり4時間(現場説明:30分～1時間、往復の移動時間:3時間)で予定している。

①午前9時～午後1時まで　②午前11時～午後3時まで　③午後1時～午後5時まで

イ　申込みの方法

(ｱ)　申込期間　公告日から令和6年8月21日(水)正午まで

(ｲ)　申込方法　現場説明会への参加を希望する者は、電子メールにて松本市アルプスリゾート整備本部(alpsresort@city.matsumoto.lg.jp)まで申込申請をすること。なお、電子メールの件名は「(法人名)上高地新村橋上部工工事現場説明会申込み」とし、①申請者(企業名、住所、電話番号)②担当者(氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス)③現場説明会希望日時(第3希望まで)④参加予定人数を明記すること。

(ｳ)　時間通知　現場説明会開催日時の通知は、松本市アルプスリゾート整備本部から令和6年8月22(木)正午までに申請者へ電子メールで連絡をする。なお、調整の結果により希望日時に添えない場合がある。

ウ　注意点

(ｱ) 現場説明会に参加できる者は、第2項の資格要件に該当する見込みの者に限る。

(ｲ) 現場説明会への参加は自由であり、説明会への参加有無により評価が変わることは一切ない。

(ｳ) 設計図書等に関する質問等がある場合は、後述する手段に従って提出すること。現場説明会当日は、設計図書等に関する質問には回答しない。

(ｴ) 現場説明会の集合場所は松本市安曇支所(松本市安曇1061番1)とし、許可車両に乗り換えた後、現場に移動する。

(ｵ) 荒天の場合は中止する場合がある。中止する場合には、開催日前日の午後5時までに申請者へ連絡をする。

⑵　入札参加資格確認申請に関する説明会は開催しない。

4　入札参加資格確認申請手続き及び入札日程

本工事の入札に参加を希望する者は、松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を次により提出し、本工事に係る入札参加資格の確認を受けてください。(期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本工事の入札に参加できません。)

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
申請書等の配布	令和6年8月9日(金)から 令和6年9月9日(月)まで	松本市のホームページ
入札参加資格確認申請受付	令和6年8月30日(金)から 令和6年9月9日(月)まで	⑴　提出書類は「松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書」一式及び「価格以外の評価点(企業・技術者の評価点)申請書」一式とする。なお、提出された申請書等は、返却しません。 ⑵　松本市役所 契約管財課(本庁舎別棟2階)へ持参すること。(郵送等での提出は認めません。) ⑶　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めないこととする。

設計図書等の閲覧等	令和 6 年 8 月 9 日(金)から 令和 8 年 3 月 31 日（火）まで	松本市のホームページ なお、以下の資料については、松本市総合戦略局アルプスリゾート整備本部において閲覧することができる。 ⑴　橋梁詳細設計業務委託報告書（R2） ⑵　地質調査業務委託報告書（R2） ⑶　環境影響評価計画書作成業務委託報告書（H30） ⑷　環境基礎調査業務委託報告書（H30） ⑸　環境基礎調査及び管理用道路整備計画案作成業務委託報告書（R1） ⑹　環境基礎調査及び管理用道路整備計画作成業務委託報告書（R2） ⑺　工事影響調査等業務委託報告書（R3～R6）
入札参加資格確認通知書の発送	令和 6 年 9 月 24 日(火)から 令和 6 年 9 月 25 日(水)まで	代表構成員に入札参加資格確認通知書を郵送する。
入札参加資格を認められなかった場合の説明請求受付	令和 6 年 9 月 25 日(水)から 令和 6 年 10 月 1 日(火)まで （ただし最終日は、午後 3 時までに契約管財課へ到着した分までとする）	⑴　入札参加資格がないと認められた者は、その理由について文書（様式は自由）により説明を求めることができる。 ⑵　松本市役所契約管財課（本庁舎別棟 2 階）へ持参すること。 ※説明を求められた場合は松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟 2 階）において文書で回答することとし、回答日時は、該当者に電話連絡する。 回答期限：令和 6 年 10 月 7 日(月)
設計図書等に関する質問受付	令和 6 年 9 月 25 日(水)から 令和 6 年 10 月 1 日(火)まで	⑴　質問がある場合は、別紙【質問書（様式)】を使用し、質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ⑵　質問等がない場合であっても、別紙【質問書（様式)】を使用し、「質問等なし」として提出すること。 ⑶　受付期間内に松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟 2 階）へ持参することとし、質問がある場合は併せて以下の宛先へ電子メールにて提出すること（質問がない場合は、電子メールでの提出は不要）。 【宛先】松本市財政部契約管財課契約担当 Mail:keiyaku@city.matsumoto.lg.jp
設計図書等に関する質問回答の閲覧期間	令和 6 年 10 月 7 日(月)から 令和 6 年 10 月 30 日(水)まで	松本市役所 契約管財課 掲示板 （本庁舎別棟 2 階）
入札日時・場所	令和 6 年 10 月 30 日(水) 午前 9 時 30 分 から	松本市役所 契約管財課 契約室 （本庁舎別棟 2 階） 一般公開とします。（入札の公開及び傍聴に関する事務取扱要綱による）
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	入札者又はその代理人立ち会いのもとで行う。
落札者の決定等	⑴　落札者は、入札価格が予定価格以下、かつ総合評価点の最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者の数が２以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。当該くじ引きは、別途指定する日時及び場所において行うこととする。 ⑵　落札者の決定については評価結果に対する疑義受付終了後、又は変動型低入札価格調査制度を適用した場合は下記の調査終了後、速やかに落札者へ文書等により通知する。	
入札結果の公表	落札者を決定した後、松本市役所 契約管財課にて公表する。	

（注意）

⑴　上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例（平成元年条例第 31 号）第 1 条に規定する市の休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（午後 12 時 00 分から午後 1 時までを除く。）とする。

⑵　申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑶　申請書等に虚偽の記載をしたものは、入札に参加できないものとする。

⑷　提出された申請書等は、返却しない。

⑸　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5　入札事項等

契約条項等	松本市財務規則、松本市建設工事施行規則、松本市建設工事共同企業体運用要綱、松本市建設工事一般競争入札実施要綱、松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱、松本市入札心得等 （これらは、松本市契約管財課及び松本市公式ホームページにおいて閲覧可能）

適用する制度	(1) 本工事は、政令第167条の10第1項の規定に基づき、変動型低入札価格調査制度の対象工事とします。 (2) 変動型基準価格を下回る入札が行われた場合はその時点で入札を終了します。 (3) 変動型基準価格を下回った入札を行った者は、市が行う事情聴取に協力することとします。 (4) 市の調査の結果、変動型基準価格を下回った入札価格により契約内容に適合した履行がされると認めたときは、当該変動型基準価格を下回った入札を行った者及び他の入札者全員に対してその旨を通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者とともに総合評価の算定対象者とします。 (5) 市の調査の結果、変動型基準価格を下回った入札価格をもっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、当該変動型基準価格を下回った入札を行った者に総合評価の算定対象者としない旨を通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者を総合評価の算定対象者とします。
入札の無効	松本市入札心得第 6 条のとおり（ただし、第 6 号中「入札金額の内訳欄」は、「工事費内訳書（金抜内訳書全項目）」と読み替える。）
入札保証金	免除（ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市財務規則第 110 条第 1 項の規定に基づき免除した金額を徴収する。）
契約保証金	契約金額の 10／100 以上の金銭的保証（契約保証金、契約保証金に代わる担保、履行保証保険又は公共工事履行保証証券（履行ボンド））を求めます。
前払金・中間前払金	適用あり
部分払金	適用あり
各会計年度の出来高予定額割合	請負代金額のうち、令和６年度　0.0% 令和７年度　9.4% 令和８年度　28.1% 令和９年度　51.2%（各年度予算の都合により変更の場合有り。）
各会計年度の支払限度額割合	請負代金額のうち、令和６年度　0.0% 令和７年度　8.5% 令和８年度　25.3% 令和９年度　46.0%（各年度予算の都合により変更の場合有り。）

6 総合評価落札方式

(1) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件とします。

(2) 総合評価の形式

本件総合評価は、「技術提案評価型」とし、価格点の算定方法、価格以外の評価項目及び配点については令和6年度上高地新村橋上部工工事総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領（以下「実施要領」という。）のとおりとします。

ア 総合評価点

価格点と価格以外の評価点からなり、満点を100点とします。

イ 価格点

配点を67．0点とします。

ウ 価格以外の評価点

実績等の評価点と技術提案の評価点からなり、配点を33．0点とします。

(3) 技術提案書の提出

本工事の入札に参加を希望する者は、別添の技術提案書を次により提出してください。（期限までに技術提案書を提出しない者は、本工事の入札に参加できません。）

ア 技術提案書の様式の配布

(ｱ) 配布場所 松本市公式ホームページ

(ｲ) 配布期間　令和6年8月9日(金)から令和6年9月20日(金)まで

イ　技術提案書の提出

(ｱ) 提出場所　松本市財政部契約管財課

(ｲ) 提出期間　令和6年8月30日(金)から令和6年9月20日(金)まで
(土曜日、日曜日、休日を除く。)

(ｳ) 提出方法　技術提案書を直接持参すること。(郵送等での提出は認めません。)
※技術提案書の内容について、後日聴き取りを行う場合があります。
技術提案書の提出部数は、正本1部と副本(複写可)3部とし、あわせてPDFデータをCD－R等に焼き付けたもの1部を添付することとします。

(ｴ) 受付時間　午前8時30分から午後5時15分まで

ウ　技術提案書に虚偽の記載をした者は、入札に参加できません。

エ　提出された技術提案書は、返却しません。

オ　提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。

⑷ 技術提案等に対するヒアリング

提出された技術提案等に対するヒアリングを実施します。詳細は実施要領に記載のとおりです。

ア　日時　令和6年10月7日(月) 13時30分から(参加者に別途通知します。)

イ　会場　松本市内(参加者に別途通知します。)

⑸ 価格以外の評価内容の確保等

ア　落札候補者との契約前に、価格以外の評価内容に満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者とは契約しないものとします。

イ　落札者が技術提案の内容について提案どおり実施できなかった場合にあっては、次のとおり取り扱うものとします。

(ｱ) 技術提案の内容と実施した内容に著しい差異があるときは、建設工事標準請負契約約款第48条第1項第8号による契約解除を行うことができるものとします。

(ｲ) 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、指名停止等の措置を講ずることとします。

(ｳ) 契約金額について、技術提案の評価点を再計算し、総合評価点が変わらないように減額変更します。

ウ　自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっても、変更契約は原則として行わないものとします。

⑹ 価格以外の評価点の公表及び評価結果に対する疑義受付

ア　価格以外の評価点の公表

令和6年10月30日(水)入札終了後（ただし、入札不調・不落となった場合を除く。)

(ｱ) 公表場所　松本市財政部契約管財課

(ｲ) 自己の価格以外の評価点のうち実績等の評価点について疑義があるときは、文書により照会することができます。なお、技術提案の評価点については、疑義を受け付けません。

イ　価格以外の評価点疑義受付

(ｱ) 提出場所　松本市財政部契約管財課

(ｲ) 提出期間　令和6年10月31日(木)から令和6年11月1日(金)まで

(ｳ) 提出方法　文書(様式は自由)により持参すること。

(ｴ) 受付時間　午前8時30分から午後5時15分まで(ただし最終日は午前10時まで)

ウ　修正が生じた場合の公表日

令和6年11月7日(木)　公表場所は上記に同じ

7　入札手続き等に関する質問等

入札手続き、入札者の資格要件、総合評価落札方式の内容等に関する質問については、次の方法により行ってください。質問書を提出できる者は、第2項(1)ウを満たし、かつ同(2)ウ又は同(3)イの資格要件に該当する者に限ります。なお、設計図書等に関する質問については、第4項のとおりとし、質問書を提出できる者は入札参加資格を認められた者に限ります。

(1) 提出場所　松本市財政部契約管財課

(2) 提出期間　令和6年8月13日(火)から令和6年8月22日(木)まで

(3) 提出方法　原本(郵送可　※8月22日必着)及び電子メール(宛先:keiyaku@city.matsumoto.lg.jp)

(4) 質問書の様式　別添様式によること(質問の趣旨確認をする場合がありますので、必ずご提出者の方のお名前をご記入下さい。質問事項以外の内容は、回答文等で公表されません。)

(5) 回答方法

ア　回答場所　松本市財政部契約管財課及び松本市公式ホームページ

イ　回答日時　令和6年8月29日(木)から令和6年10月30日(水)まで
午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、休日を除く。)

ウ　回答方法　回答文を閲覧に供します。

8　入札参加要件

第2項に示す資格要件を満たしていることに加え、初回の入札において、入札書とあわせて入札額の積算資料としての工事費内訳書(金抜内訳書全項目とし、工種明細表及び施工内訳表の提出は不要)を提出することを入札者の入札参加要件とします。

9　入札方法

⑴　入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加できません。また、郵便、電報等による入札は認めません。

⑵　代理人名で入札をする場合は、入札前までに委任状等を提出してください。

⑶　代理人は、同一の入札において他の入札者の代理人となることはできません。

⑷　第1回目の入札で予定価格の制限の範囲内の入札者がない場合は、その場で再度入札を行うこととし、再度入札でも予定価格の制限の範囲内の入札者がない場合は、その時点で入札を終了します。

⑸　入札心得に規定する「入札の無効」に該当する入札を行った者は失格とし、再度入札には参加できません。また、第1回目の入札を辞退した者は、再度入札には参加できません。

⑹　入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

⑺　入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てること)をもって契約金額とします。

10　失格について

入札者が次の要件に該当する場合は、失格とします。

⑴　第2項に定めた資格・要件を備えていない場合

⑵　提出書類に虚偽又は不正があった場合

⑶　本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件業務について個別に接触した場合

⑷　第6項に掲げる技術提案書の提出が受理されている場合でも、ヒアリングに参加しなかった場合

11　契約の締結

本工事については、地方自治法第96条第1項第5号に定める議決事件であるため、落札後5日以内に仮契約を締結し、松本市議会の議決があったときに、当該契約書を同法第234条第5項に定める契約書とみなします。

12　請負代金内訳明細書の提出

契約締結後７日以内に提出すること。ただし、第１回目の入札で落札者となった場合は、入札時に提出した工事費内訳書（金抜内訳書全項目）をもって替えることができることとします。

13　異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、この公告、契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由とした異議の申立てはできません。

14　その他

本件で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

※問い合わせ先

・公告の内容　　松本市財政部契約管財課契約担当
（松本市丸の内3番7号）　　電話　0263 －34－8301
FAX　0263 －36－2592

・工事、説明会の内容　松本市総合戦略局アルプスリゾート整備本部
電話　0263 －32－0133